令和7年度　寿都町立寿都中学校　いじめ防止基本方針

いじめとは

「当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

※「けんかやふざけ合い」であっても調査を行い、いじめに該当するか否か判断する。

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

いじめ防止対策推進法 2条1項

北海道教育ビジョンの基本理念
北海道いじめ防止等に関する条例
寿都中教育目標

寿都中　いじめへの理解～傍観者から仲裁者へ

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性），「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在を、集団全体にいじめを許容しない「仲介者」へ成長させる雰囲気の醸成が不可欠。

寿都中学校では、「深刻ないじめは、どの学校，どの学級、どの子にも起こりうる」　ことを職員全員が常に意識し、いじめられている生徒を徹底して守るとともに、いじめている生徒や周りの生徒に対し「いじめは絶対許されない」という観点から指導を行っていく。子どもたちが、楽しく安全な学校生活を送ることができるように、「寿都中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本姿勢」

〇いじめが起きにくい学校風土・学級風土を作る。　〇生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする温かな人間関係を築く。
〇いじめの早期発見・早期対応に努める。　〇道徳教育を充実させ、人間としてよりよく生きる人格の基盤としての道徳性を育成する。
〇いじめ問題については、保護者・地域との連携を深める。

大切なのは防止

方策①校内研修
授業改善・共通理解
生徒理解・評価・検証

方策②関係機関と連携
・寿都町教育委員会
・後志教育局・児相・警察
・法務局　・医療機関等

方策③いじめ防止点検
PDCA評価・検証
方針の見直し
ケースの分析等

寿都中いじめ防止委員会

1．未然防止

<魅力ある授業・学校・学級づくり>
・「わかる・できる」という思いをもたせ、基礎的・基本的な内容の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感の育成
・生徒一人一人を大切にし、主体的に参加できる授業づくり
・お互いの人格や個性等を認め合える学級授業づくり
・いじめ防止に向けて、生徒会と連携を図りながら、いじめが入る隙のない学校づくり
<豊かな心の育成>
・様々な教育活動を通じて道徳教育、人権教育等の充実
・朝読書・読書週間、月間の活用、幅広い価値の習得
・授業規律・生活規律の定着
・日常的な挨拶指導
<生命を大切にする心の育成>
・発達段階に応じた体験活動の充実
・発達や障がいへの理解を深める指導の充実

2．早期発見

<定期的な調査の実施>
・生活リズムチェックシートによる見取り
・いじめ調査アンケートの実施（年2回　5月10月）
・児童生徒理解調査HyperQUの活用
・学校改善のためのアンケートの実施
（組織体制や指導体制の見直し）
<家庭訪問・教育相談の実施>
・全家庭の訪問による生徒の状況把握
・年2回の教育相談週間による悩み相談
＜電話相談窓口の周知＞
・各種相談電話カードの配布
＜小さなサインを見逃さないための日常からの生徒理解＞
・生徒の変化を見逃さない対応（気付き・共有・対応）
・上記変化の情報共有の具体的な方法
(アンケート調査や朝の生徒観察)

いじめ発生

3．早期対処

＜いじめがあることが確認された場合の学校職員の対応＞
（いじめ対処方針・・【寿都中の教育】「学校における危機管理の基本」・・・教職員の行動指標となるものです）

「重大事態が発生した場合の対応」

①学校組織としての対応を図る（並びにその周知）
②被害生徒支援
③いじめる生徒の指導
④他の生徒への指導・支援・対応
⑤教育委員会への報告・連携
⑥保護者との連携・支援・助言・指導協力依頼
⑦関係機関（適応指導教室、児童相談所等）との連携
⑧警察との連携
⑨重大事態発生時の対応
⑩上記⑧、⑨の対応に係る全保護者への事前周知・啓発

＜月3日以上欠席した生徒の把握と予防的対応＞
＜生徒相互による互いの変化に気付くための活動＞
＜早期発見につながる子どもサインの活用＞

- 自主
- 情操
- 健康
- 勤労

生徒会　『いじめ防止スローガン』
いじめをやるのは何のため？